

▽発信元・お問い合わせ先はこちら  
「人材ビジネスの発展を通じてヒトの成長を追求する」  
株式会社ヒューマンビジネス・コンサルティング  
TEL : 03-6909-8644/0120-973-644  
E mail:info@hb-consulting.jp

## 団交命令:派遣男性、直接雇用求め 県労働委が異例判断

### 日本電気硝子に命令 / 滋賀

ガラス製造大手の日本電気硝子(がらす)(大津市)の工場で派遣労働者として働いていた男性(52)の直接雇用を求め、男性が個人加入する県労連・滋賀一般労組が求めた団体交渉を拒んだのは不当として、県労働委員会が同社に対し、団交に応じるよう命じていたことが分かった。命令は9日付。県労連によると、異例の判断といい、来週にも同社に団交を申し入れる方針。

命令書などによると、男性は同社の子会社が請負会社と結んだ業務委託契約に基づき、01年3月から日本電気硝子の工場(長浜市)に勤務していたが、昨年1月に請負会社を解雇された。

同社は県労連の団交の申し入れを「直接の雇用関係がなく、当事者ではない」と拒否していた。しかし、県労委は、同社が労働組合法上の使用者にあたり、団交拒否は不当労働行為に該当すると判断した。

県庁で会見した県労連の今村伸治事務局長は「直接の雇用関係がなくても元請けの会社の責任を追究できる。全国の派遣労働者にとって朗報だ」と評価した。同社は「主張が認められず残念。命令書の内容を検討し対応を決めたい」としている。

平成 22 年 12 月 11 日 毎日新聞